



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 組 合 通 信

6
2026

要確認

令和8年度の労働保険の年度更新 期間などを確認しておきましょう

厚生労働省から、令和 8 年度の労働保険の年度更新のお知らせがありました。
その期間などを確認しておきましょう。

令和8年度の労働保険の年度更新のお知らせ(厚生労働省)

安心して働きたい!

令和8年度
申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.1月～7.10金

●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
●電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ

厚生労働省
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働者代表組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

令和 8 年度の年度更新のポイント

- ☑ 年度更新期間は
6月1日(月)～7月10日(金)です。
- ☑ 年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けられており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。
- ☆ 今回の年度更新では、令和 8 年度から雇用保険率が改定されたことから、令和 7 年度の確定保険料は改定前の雇用保険率、令和 8 年度の概算保険料は改定後の雇用保険率を用いて計算することになるといった注意点があります。油断せずに申告書を作成する必要があります。

★厚生労働省からは、令和 8 年度の年度更新関係の申告書の書き方についてまとめたパンフレットも公表されています。必要であれば、お声掛けください。その URL などをお伝えします。

決定済み・ 施行待ちの改正

令和8年度税制改正による所得税の基礎控除の引き上げ等について 国税庁が情報提供開始

令和 8 年度の税制改正により、次のような改正が行われることになりました。

令和8年度税制改正(源泉所得税関係)の概要

- 所得税の基礎控除について、その額を最大 58 万円から「最大 62 万円」に引き上げ
さらに、特例によりその額をさらに引き上げ、「最大 104 万円」に
 - 給与所得控除について、最低保障額を 65 万円から「74 万円」に引き上げ
 - 扶養親族等の範囲について、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 58 万円以下から「62 万円以下」に引き上げ など
- ↓ これらの改正規定は、令和 8 年分の所得税について、**令和 8 年 12 月に行う年末調整**から適用。
そのため、当該年末調整においては、次のような点に留意が必要！
- 改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる従業員がいないかを確認する必要がある。
……従業員から、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受け、確認

□ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算を行う必要がある。

〈補足〉毎月の給与等からの所得税の源泉徴収事務においては、令和9年1月以後に支払うべき給与等から、上記の改正も考慮した新たな源泉徴収税額表を用いることとされています。

こんな改正も→源泉徴収税額表により求めた税額には、「所得税のほか、復興特別所得税（税率2.1%）も含む」こととされていますが、令和9年分以後は、「所得税のほか、防衛特別所得税（税率1.0%）及び復興特別所得税（税率1.1%）〔合計税率2.1%〕も含む」こととされます（2.1%分の内訳を変更）。なお、これに伴い、復興特別所得税の課税期間が10年間延長されます。

★国税庁では、これらの改正について、専用のページを設け、情報の提供を始めました。上記の改正規定は、令和8年分の所得税について、令和8年12月に行う年末調整から適用されます。年末調整が近づいてきましたら、国税庁の情報などから抜粋して、より具体的な内容をお伝えしたいと思います。

要確認

賃金引き上げの支援策をまとめたリーフレットなどを更新(厚労省・中小企業庁)

厚生労働省と中小企業庁では、共同して、最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策をまとめたリーフレットを公表しています。これが、令和8年4月下旬に更新されました。最新版を確認しておきましょう。

.....「賃金引き上げの支援策(リーフレット)2026年4月24日更新」の1ページ目.....

最低賃金・賃金引き上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引き上げに関する支援

①業務改善助成金

問い合わせ先
・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

②キャリアアップ助成金

問い合わせ先
・都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引き上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組み際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組み際にも活用することができます。

2. 生産性向上に関する支援

③企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先
・日本政策金融公庫 0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。
（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

④賃上げ貸付利率特例制度

問い合わせ先
・日本政策金融公庫 0120-154-505
・沖縄振興開発金融公庫 0120-981-827

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。
（※）審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

⑤固定資産税の特例措置

問い合わせ先

⑥中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

★このリーフレットでは、左記のような形で支援策が紹介されています。さらに詳しいパンフレットやマニュアルも公表されていますので、必要であればお声掛けください。そのURLなどをお伝えします。



お仕事 カレンダー 6月

6/1

● 労働保険の年度更新手続きの受付開始（～7/10）

6/10

● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
● 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税（2025年12月から2026年5月分）の納付

6/30

● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

◆あとかぎ◆